

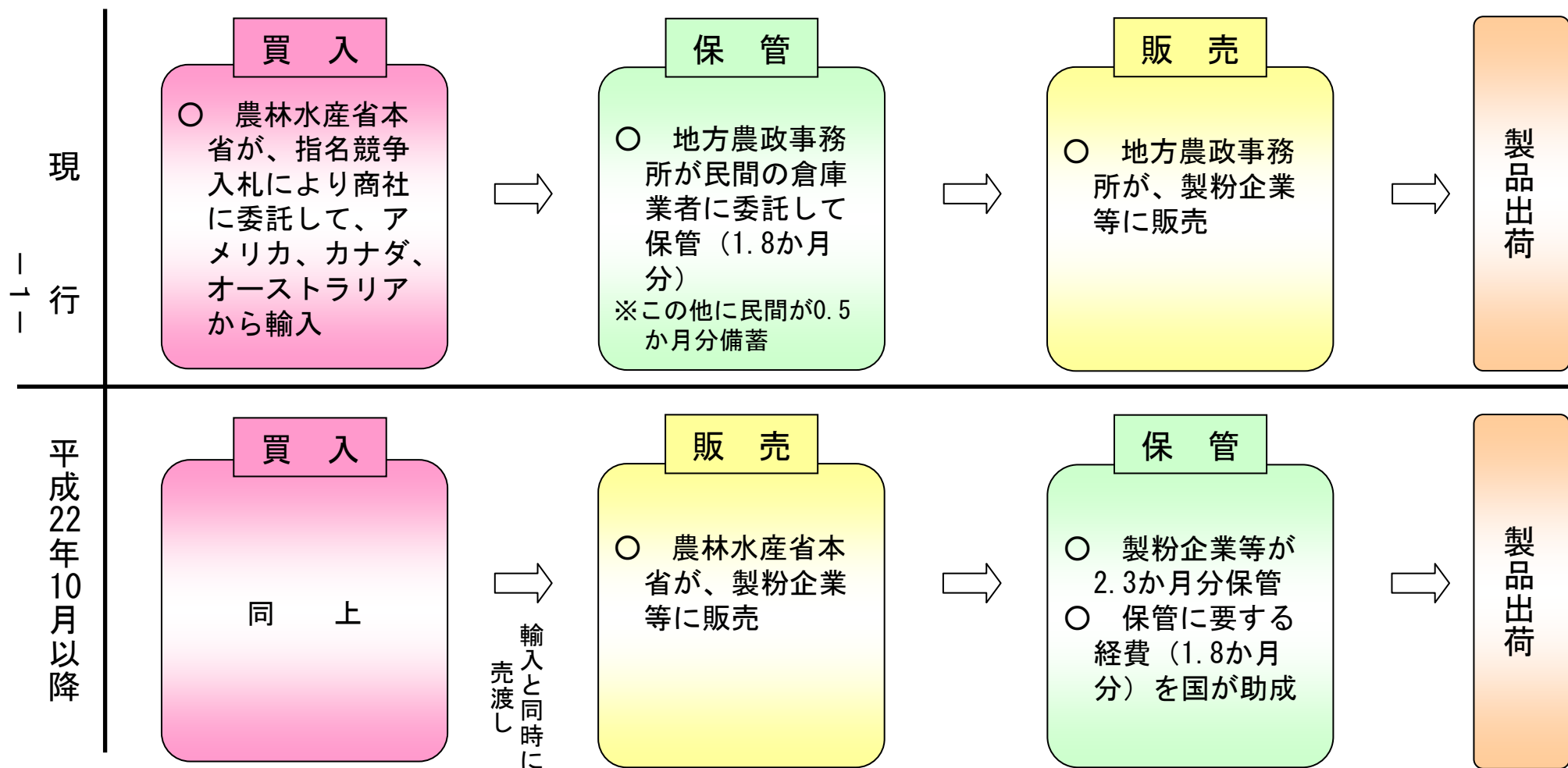
輸入麦の即時販売方式について

平成22年6月

農林水産省

輸入麦の売渡しに関する即時販売方式の導入

平成22年10月から、輸入麦の売渡しについて、国が一定期間備蓄した後に販売する方式を変更し、輸入した小麦を直ちに販売し、製粉企業等が一定期間備蓄する方式（即時販売方式）を導入。



即時販売方式の考え方

即時販売方式	従前(一般輸入)
<p>1 買受申込み</p> <p>製粉企業等は、毎月、4か月後の買受け分（翌月の輸入入札分）を申込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バース（荷揚場所）別、銘柄別 ・ 銘柄限定はしない（一定数量に達しないものは対象としない。なお、デュラム及びプライムハードは全量がSBS（売買同時入札）方式となっているため対象とはならない。） <p>2 買入</p> <p>1を踏まえ、毎月、商社を対象に、輸出国別・銘柄別に輸入の入札を行う。【資料1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札は、原則月3回（第1週、第2週及び第3週に実施） ・ 入札ロットは、銘柄別に東日本と西日本の需要地ごとに区分して設定 ・ 配船先のバースを指定 ・ 国と商社が買入委託契約を締結 <p>3 販売</p> <p>毎月、本邦到着前に、製粉企業等と見積合せを行い、国と製粉企業等が売買契約を締結。</p> <p>4 製粉企業等への引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検収（会計法に基づく審査）は、農林水産省本省において書類で実施。検収終了後、直ちに製粉企業等へ引渡し。 ・ 政府の備蓄数量はゼロ（国全体として外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分を備蓄）【資料2】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三半期ごとに、4か月分の買受申込み ・ 5銘柄のみ <ul style="list-style-type: none"> ・ 船ごと（船型を指定）に入札 ・ 同左 ・ 配船先は、入札後、本邦到着前に国が指示 ・ 同左 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が備蓄した後、月8回程度見積合せを行い、売買契約を締結 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検収は、地方農政事務所等で実施 ・ 政府が1.8か月分備蓄（このほかに民間が0.5か月分備蓄）

入札・配船(イメージ)

【国が商社に提示する内容 (イメージ)】

		〇〇月		(単位：トン)	
	ロット数	産地国	銘柄内訳		バース別数量内訳
			銘柄名	数量	
第1週	①	アメリカ	WW	29,000	小樽 (〇〇埠頭) 1,200 横浜 (〇〇岸壁) 5,000 千葉 (〇〇バース) 15,000 〔東日本〕 …
					HRW
	②	アメリカ	DNS	56,000	
	③	豪州	ASW	25,000	〔東日本〕 …
第2週	①	アメリカ	WW	28,000	〔西日本〕 …
			HRW	32,000	
	②	アメリカ	DNS	56,000	〔西日本〕 …
	③	カナダ	1CW	35,000	名古屋 (〇〇岸壁) 6,000 名古屋 (〇〇バース) 3,000 大阪 (〇〇バース) 5,000 大阪 (〇〇岸壁) 4,000 神戸 (〇〇岸壁) 4,000 広島 (〇〇埠頭) 2,000 坂出 (〇〇岸壁) 2,000 博多 (〇〇岸壁) 6,000 新潟 (〇〇埠頭) 1,500 那覇 (〇〇バース) 1,500 〔西日本〕 …
第3週	①	豪州	ASW	35,000	〔西日本〕 …
	②	カナダ	1CW	33,000	〔東日本〕 …

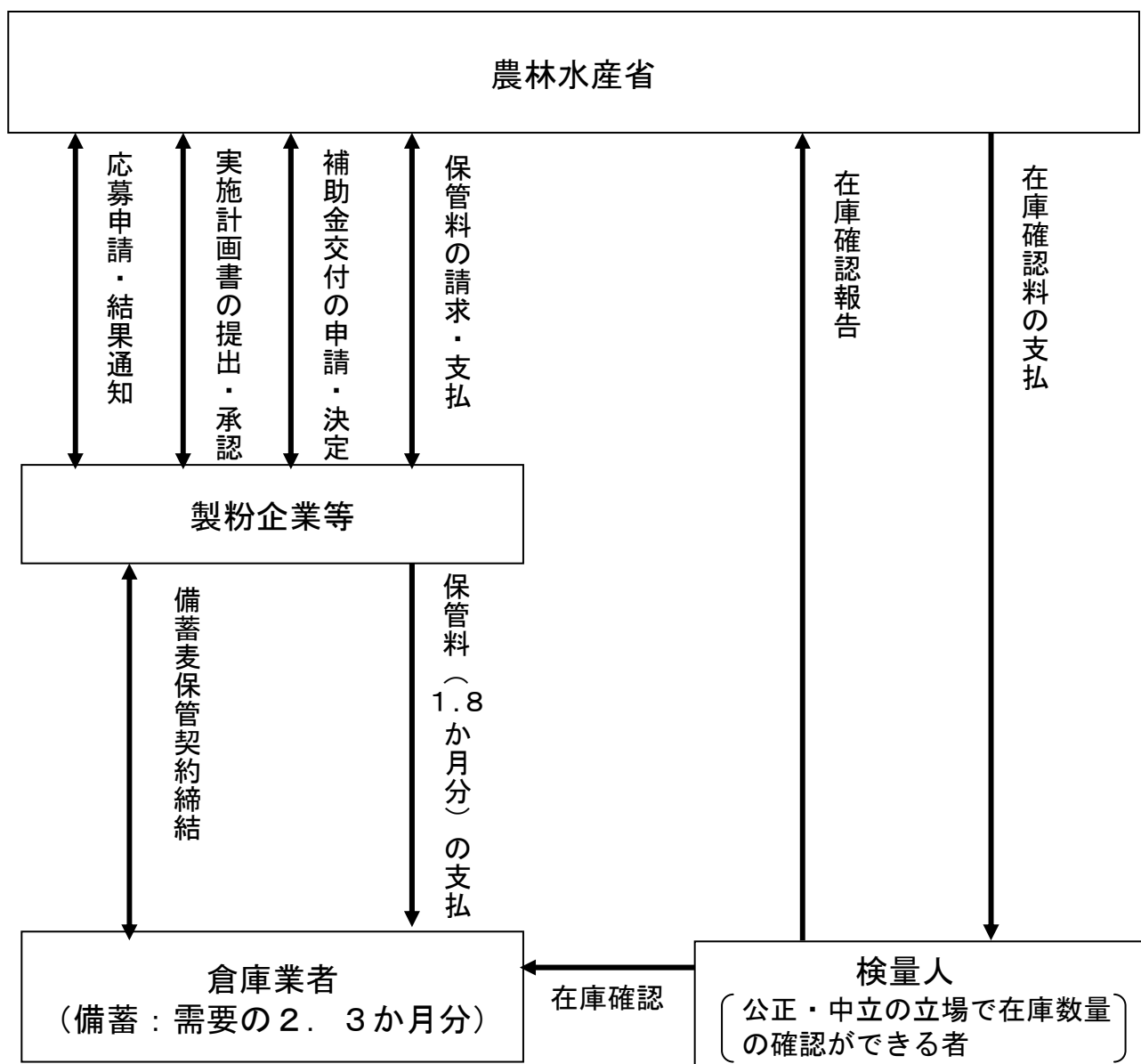
・それぞれのバースへ本船で配船するか、内航船を使うかは、商社の判断。(最も経済的な配船を行った商社が落札することになる。)

・落札した商社は、国が提示したバース別・銘柄別数量に従って配船を行うとともに、製粉企業等の要望を踏まえたサイロに搬入。

※ 従来、本船で荷揚げしているバース

食糧麦備蓄対策事業

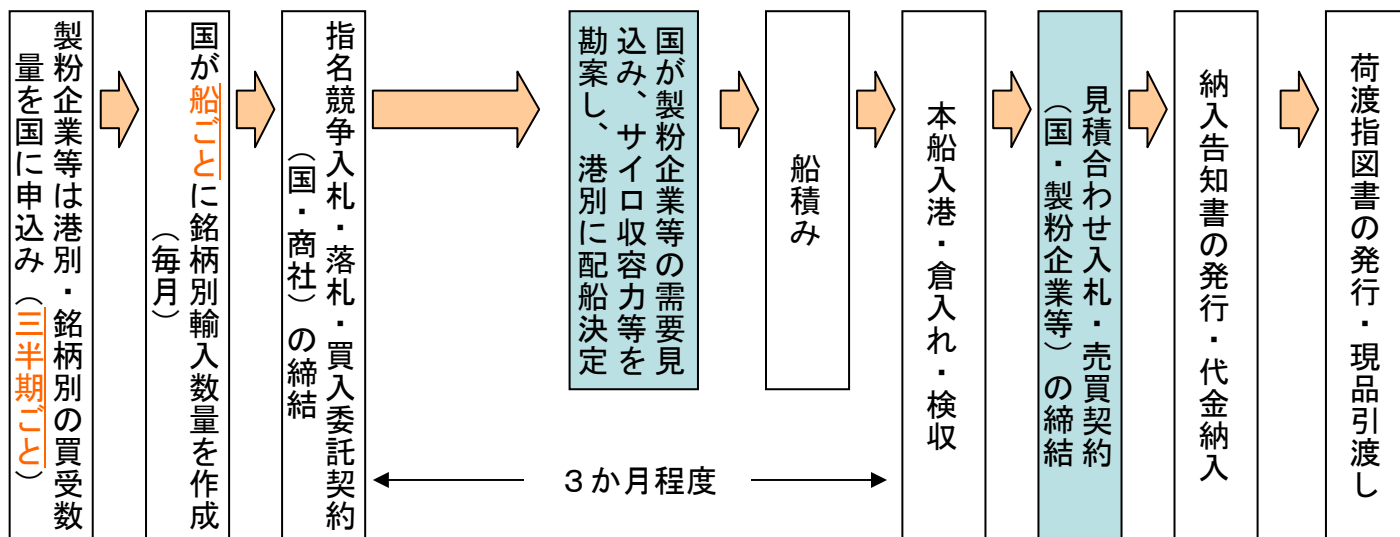
- 1 国が現在備蓄している 1.8 か月分を製粉企業等の保有している備蓄（0.5 か月分）と一本化し、民間が 2.3 か月分備蓄する。
- 2 製粉企業等に対し、これまで国が備蓄していた 1.8 か月分の保管経費を助成する。
- 3 不測の事態が生じた場合には、国は、製粉企業等に対して備蓄する小麦の取崩し等の指示を行う。



承認された実施計画書の数量を達成した場合は助成する。（製粉企業等の責によらない場合を除いて、達成できない場合は支払われた助成額を全額返納。）

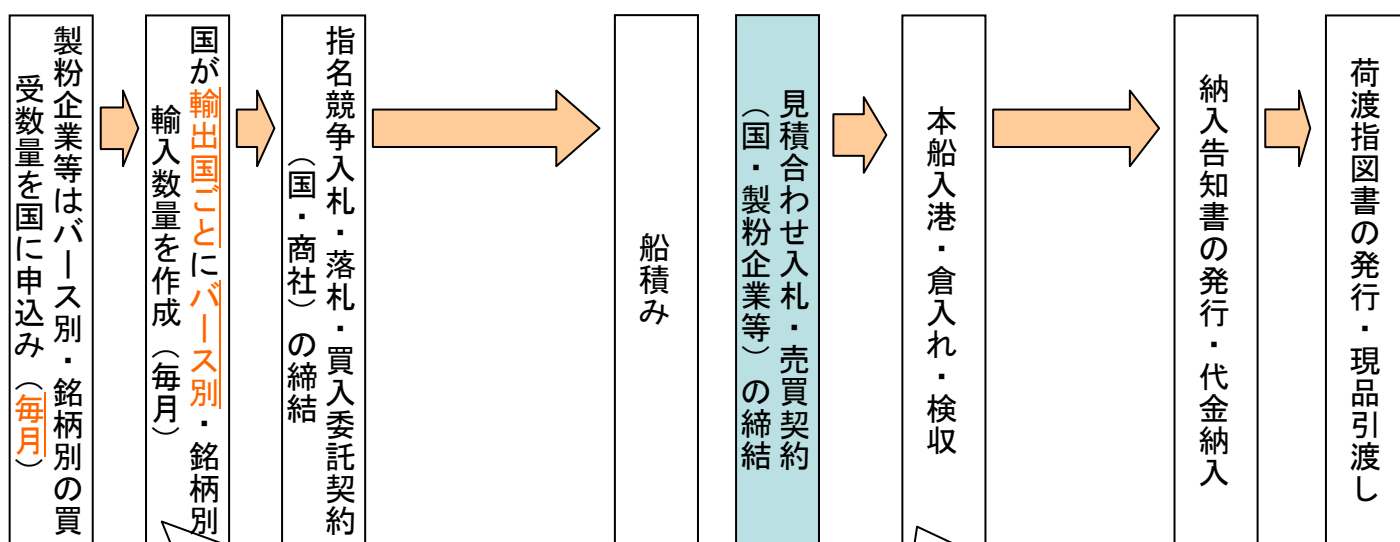
現行の販売方式と即時販売方式の比較

【現行一般国家貿易】



国は月に8回見積合わせを実施し製粉企業等に販売

【即時販売方式】



国が製粉企業等からのバス別・銘柄別の買受申込を踏まえて、バスを指定し、入札により商社を決定。

商社が、指定されたバスで荷揚げ。なお、搬入するサイロは、製粉企業等が確保し商社へ連絡。